

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	3	府 省 庁 名 厚生労働省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （地方たばこ税）		
要望 項目名	国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率引上げ		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地方たばこ税 ・ 特例措置の内容 たばこが健康に与える影響なども踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的として、たばこ税の税率を引き上げる。		
関係条文	地方税法第74条の4、第74条の5、第467条及び第468条並びに附則第12条の2及び第30条の2 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）第6条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第74条		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 たばこ税の税率を引き上げることによって、たばこの消費抑制を図り、もって国民の健康増進に資する。 (2) 施策の必要性 ○ 厚生労働省において開催した「喫煙の健康影響に関する検討会」が平成28年8月に取りまとめた報告書では、日本人の喫煙の健康影響に関して、肺がんのリスクが男性で約4.4倍、女性で約2.8倍になることや、慢性閉塞性肺疾患(COPD)のリスクが男性で約3.1倍、女性で約3.6倍になることなどが報告されている。このように、喫煙の健康への悪影響は科学的に明らかである一方、喫煙率は男性27.1%、女性7.6%といまだ高く（令和元年）、国民健康づくり運動プランである健康日本21（第二次）において示されている目標（令和4年度に12%）は達成されていない。このため、たばこの消費の抑制を図る必要がある。 ○ 平成30年度税制改正により、たばこ税及び地方たばこ税について段階的に見直しを行ってきたが、令和4年10月で見直しが完了した。 ○ 令和5年度税制改正大綱においては、たばこ税について、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」として、「3円／1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する」「施行時期は、令和6年度以降の適切な時期とする」とされている。 ○ 令和6年度税制改正大綱においては、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」として、「令和5年度税制改正大綱に則って取り組む。」「たばこ税については、加熱式たばこと紙巻たばこの間で税負担の不公平が生じている。同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による増収と合わせ、3円／1本相当の財源を		

	確保することとする。」とされている。所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第七十四条においては、「政府は、（略）所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとする。」とされている。 ○ こうした状況を踏まえ、たばこの消費抑制を図り、もって国民の健康増進に資するため、たばこ税の引上げが必要。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること 施策目標 11－2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること 施策目標 11－3 総合的ながん対策を推進すること
		政策の達成目標	たばこの消費を抑制させることで、国民の健康を増進させる。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	平成 22 年 10 月の増税（70 円／箱）では、 ・紙巻たばこの販売数量は 16%減少 （平成 21 年度 2,339 億本→平成 23 年度 1,975 億本） ・成人喫煙率は 3.3 ポイント減少 （平成 21 年 23.4%→平成 23 年 20.1%） という効果がみられており、税率の引上げにより、喫煙率の低下が見込まれる。また、紙巻たばこに関する平成 30 年度税制改正による三段階での増税（60 円／箱）は、令和 3 年 10 月に完了し、 ・紙巻たばこの販売数量は 36%減少 （平成 29 年度 1,455 億本→令和 3 年度 937 億本） ・成人喫煙率は 1.0 ポイント減少 （平成 29 年 17.7%→令和元年 16.7%） という効果がみられた。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税でも同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	平成 17 年度からたばこ対策促進事業として、都道府県等のたばこ対策への補助を実施している（令和 6 年度予算 46 百万円）。

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算事業は、都道府県等が実施する普及啓発等のたばこ対策に支援を行うものである。一方で、本税制措置は、喫煙者のたばこ消費抑制に直接的に効果を与えるものであり、手段と効果が異なる。
		要望の措置の妥当性	たばこの課税に関する措置は、日本も受託している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」においても提唱されている。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	○平成 28 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等」において、以下を要望。 ① たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げ ②かぎ用の製造たばこ等における課税の換算方法の見直し ○平成 29 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ」において、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望。 ○平成 30 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ」において、以下を要望。 ① たばこ税及び地方たばこ税の税率の段階的な引上げを要望。 ②加熱式たばこの課税標準における重量の計算方式の見直し及び価格に応じた課税方式の導入等 ○令和 4 年度税制改正要望 継続的なたばこ税増税の検討要望を提出。 ○令和 5 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の引上げ」において、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望。 ○令和 6 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の引上げ」において、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望。	